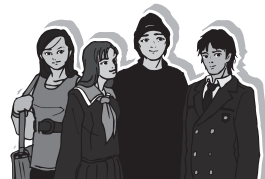


# ～少年とともに～



## 児童福祉法等の改正について

岩元 恵 (61期) ●Megumi Iwamoto

### 1 児童福祉法等の改正

近年、児童相談所の取扱い件数等が増加しており、児童虐待についての報道を目にされる日も多いのではないかと思います。

平成28年5月27日に、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下「改正法」といいます）が成立し、6月3日に公布されました。そこで、本稿では、改正法の内容をご紹介します。なお、公布日、平成28年10月1日、平成29年4月1日を施行期日とするものがありますので、ご留意ください。

### 2 改正法の内容

#### (1) 概要

改正の趣旨は、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる」ことだとされ、これに応じて幅広く改正がなされています。

そのため、改正の全てについて本稿で触れることはできませんが、項目に分けて、改正の主な内容をご紹介します。

#### (2) 児童福祉法の理念の明確化等（公布日施行）

改正法では、子どもの権利が明確に位置づけられました。具体的には、児童福祉法第1条で、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、心身の健全な成長、発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが規定されています。また、同法第2条では児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うのは児童の保護者であり、国および地方公共団体も、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されました。

また、家庭と同様の環境における養育の推進についても規定され、児童が家庭において健やかに養育されるよう、国・地方公共団体は保護者を支援するものとし、家庭における養育が困難であり又は適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合には、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとされました。

さらに、改正法では、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務について、児童福祉法の総則に規定し、明確化されました。

依然としてしつけを名目とした児童虐待がなされることがあり、これを抑止する観点から、児童虐待防止法では、必要な範囲を超えた懲戒を禁止し、しつけを名目とした児童虐待の防止が定められました。

#### (3) 児童虐待の発生予防

虐待による死亡事例においては0歳児の割合が高く、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていることや、産前産後の心身の不調や家庭

環境の問題が、死亡事例の背景にあるのではないかとの指摘もされてきました。そこで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等により、児童虐待のリスクを早期に発見・通減すべく、母子保健法では、同支援を行う母子健康包括支援センターの設置の努力義務が設けられました（平成29年4月1日施行）。

また、児童福祉法で、支援を要する妊婦等に関し、市町村への情報提供を規定するなどしました（平成28年10月1日施行）。

#### **(4) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応**

児童虐待発生時の迅速・的確な対応のため、市町村における支援拠点の整備、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能の強化が規定され、政令で定める特別区も児童相談所を設置できるようになり、児童相談所設置自治体も拡大されました（平成29年4月1日施行）。

複雑・困難なケースを含めて児童虐待相談対応件数が増加し、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく迅速・的確な対応が必要となっており、体制強化・専門性向上のため、専門職の配置等が規定されました。この中には、弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行う等とする規定もあります。形式は様々であるものの、既に多くの児童相談所で弁護士が関与していますが、改正法により法律に明記されました（平成28年10月1日施行）。

また、児童虐待防止法で、臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により実施できるとする等、児童相談所の権限強化等について規定されました（平成28年10月1日施行）。さらに、一時保護の目的の明確化、児童および保護者に対する通所・在宅における指導措置（いずれも公布日施行）、児童相談所から市町村への事案送致等（平成29年4月1日施行）についても、規定されました。

#### **(5) 被虐待児童への自立支援**

施設入所等の措置を解除した後に、深刻な虐待が再発する例があることを考慮し、親子関係再構築への支援や、措置解除時の相談支援等が、児童福祉法、児童虐待防止法で規定

されました（平成28年10月1日施行）。

また、里親の普及啓発から里親の選定、里親と児童との間の調整ならびに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援が都道府県（児童相談所）の業務とされ、養子縁組里親の法定化もなされました（平成29年4月1日施行）。

さらに、児童福祉法では、児童の範囲を18歳未満の者とし、原則18歳未満の者に対して支援を行うこととしていますが、18歳以上の場合でも、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠であるため、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等がとられている者について、必要な支援が継続できるようにすることとし、年長者への支援が拡大されました。自立援助ホームについては、20歳に達する前から入所している者のうち、大学の学生等である者については、22歳の年度末まで入所できるよう、対象者が拡大されました（平成29年4月1日施行）。

### **3 今後について**

改正法では、いくつかの検討規定がおかれ、厚生労働省は、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」等を設置しております。

以上のとおり、本改正も多くの事項に及んでおりますが、今後もさらなる児童福祉法等の改正が見込まれます。

